

伊丹市まちづくり基本条例 改正概要

1 改正の目的

「伊丹市まちづくり基本条例」は伊丹市における参画と協働のまちづくりについての基本理念と各種施策について位置づけた条例で、市はこれまで2度にわたり条例の見直し検討を行ってきた。検討の過程において、参画と協働の視点から市の取り組みを継続的に検証する制度や機関が無いため、参画と協働の成果や課題を市民と共有できていない実状が見えてきた。また、平成24年度には市は「伊丹市協働の指針」を策定し、協働のまちづくりを今後一層推進するにあたり、協働の施策のあり方や、効果の検証を市民の視点から検討する必要性が高まっている。

こういった課題を解決するために、「伊丹市まちづくり基本条例」に規定する参画と協働の施策の取り組み状況を評価・検証する外部機関を設置し、「伊丹市まちづくり基本条例」に位置づけることにより、当該施策の改善に努めるとともに、そのプロセスの透明性の確保を図る。

2 委員会の所掌事務

委員会は、市長の諮問に対し、以下の事項の調査・審議を行い、その結果を市に答申する。

(1) 参画と協働による施策の取組状況及び成果の検証に関すること。

例) パブリックコメント等参画の制度の取組状況の検証
「伊丹市協働の指針」に基づく協働事業の成果の検証 など

(2) その他、参画と協働によるまちづくりに関する重要事項。

例) 参画と協働に関する新たな制度のあり方についての審議
伊丹市まちづくり基本条例の見直し検討についての審議 など

委員会は、上記の事項に関し、必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会の構成

委員は15人以内。以下の中から市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学識経験者

4 委員の任期

2年(再任を妨げない)

(委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする)